

和化漢文における「念」「思」の用字法

柚 木 靖 史

はじめに

本稿は、所謂和化漢文において、「オモフ」という動詞を漢字によって書き記すうえで、「念」字がどのような役割を果たしてきたかを、「思」字との比較をとおして考えようとするものである。

「念」に関する研究は、次の二方面から進められてきたと言えよう。その第一は、「念ズ」という漢語サ変動詞に関する研究であって、これは、主として和文における、「念ズ」という語の表現価値をあきらかにすることに主眼が置かれている。その研究論文としては、岩下祐一氏の「〈念ず〉の多義性について」(『国学院雑誌』78-11 昭和五二年十一月)⁽¹⁾、藤原浩史氏の「漢語サ変動詞『念ず』の表現価値」(『国語学研究』30 平成二年一二月)⁽²⁾、拙稿「平安・鎌倉時代に於ける「念ス」の意味・用法——「オモ

フ」と比較して——」(『国文学攷』第一二九号 平成三年三月)⁽³⁾などが存する。また、その第二は、和化漢文を対象とした、「念」の用字法に関する研究である⁽⁴⁾。この方向での研究は、「オモフ」と読むことが可能な複数種類の漢字が、所謂和化漢文の中でどのように使われているかということを解明しようとするものである。峰岸明氏は、『平安時代古記録の国語学的研究』(東京大学出版会 一九八六年二月二八日)で、高山寺本古往来の用字法全般に互って言及され、その中で「オモフ」の表記に関しては、一般に「思」字が用いられ、これに対して、「念」字は、「忘念」といった熟語として使用されたとされた。ただし、峰岸氏の論考は、高山寺本古往来という一文献での考察であって、今後さらに他の多くの和化漢文を対象とした検討が必要であろう。その点で、和化漢文を対象とした「念」の用字法の研究については、多くの検討課題が残されている

ると言えよう。従って、本稿では、「念」の用字法について、上代・中古における和化漢文を対象として、更に検討していくこととする。

さて、論を進めていくにあたり、本稿では、概ね次のような方法をとった。

1 本稿では、「オモフ」という和語を表記する漢字として「念」字と「思」字を取り上げた。色葉字類抄には、「オモフ」という和訓を共有する漢字として、「思」「識」「惟」「謂」を始めとして、計三十字が掲載されている。⁽⁵⁾

この中には、和化漢文中での使用例がほとんど認められない漢字が多く含まれている。そこで、とりあえずは、「オモフ」を書き記す漢字として今日一般的に最も多く使用されている「思」字を取り上げ、「念」字と比較することにした。本来であれば、色葉字類抄に掲載されている三十字全ての漢字を対象とし、それらの漢字との関係のなかで、「念」の用字法を位置付けていく必要があるが、紙面の都合上、今後の課題としたい。

2 時代は、上代・中古を対象とし、その中で和化漢文における「念」の用字法に通時期的変化が認められるか否かを確認した。(但し、中世に關しても若干とりあげている。)この後の時代についても当然検討する必要がある

うが、今回は紙面の都合上ここまでに止めることとした。

3 和化漢文は、中古以降、「日記」「說話」「軍記」「公用文」「往來」「故実書」といった様々な文章ジャンルの表記法として採用されるようになる。本稿では、「念」の用字法を、これらの異なる文章ジャンルごとに検討していくこととした。

尚、ここで「念」の字義について若干触れておくこととする。中国の「説文解字」によれば、「念」には、「常思也」という説明が加えられている。また、わが国の法話などでは、「念」の意味を、次のように説明している。「ヨク念ストマフスハフカク信スル也」(『尊号真像銘文』⁽⁶⁾ 広本末 九 6行目)「念ハ心ニオモヒサタメテトモカクモハタラカヌコ、ロナリ」(『唯信抄文意』⁽⁷⁾ 専修寺正月十一日本六九 3行目)「念ハ如来の御チカヒヲフタコ、ロナク信スルヲイフナリ」(『一念多念文意』⁽⁸⁾ 九〇・5)「念ニ云ハ憶持ノ義ナリ コノ自心ノ本性ヲ憶念スレサルナリ」(『真聞集一』⁽⁹⁾ 十四ウ4)。このように、「フカク信スル也」「オモヒサタメテ」「フタコ、ロナク信スルヲイフナリ」「憶念スレサルナリ」とあることから、「念」は、継続的な思い、普通の思いよりは強い思いであるということが分かる。従って、以下、「念」がこのような意味を示す漢

字として使用されているかどうかということとは、和化漢文における「念」の用字法を検討していくうえでの、一つの重要な判断材料になるであろう。

一、上代の和化漢文における「念」の用字法

上代の和化漢文として、ここでは、『古事記』⁽¹⁰⁾と『風土記』を取り上げる。さらに、これらに比して中国の漢文に近いといわれる『日本書紀』⁽¹²⁾も参考として取り上げることにした。

(1) 古事記

『古事記』における「念」の用例は、次の二例である。

1、於是海神之女、豊玉毘売命、自參出白之、「妾已妊身、今臨産時、此念、天神之御子、不可生海原。故參出到也。」(二四四頁一行目)

2、詔者、「吾心恒念自虚翔行。然今吾足不得歩、成当芸当芸斯玖。」(二二八頁一〇行目)

用例1は、懐妊していた海神の女がいざ出産という時になつて言うことには、「天神の御子は、海原に産むべきで

はない。」と思つていたという文意である。用例2は、「倭建命が詔りたまふことには、『私は、いつも心のうちで、歩くのはもどかしいから空を飛んでいこうと思つていた。ところが今は、その足すら歩けなくなつて、足元がとほとぼとしてはかどらなくなつた。』という文意である。ここで、「恒」という継続の意味を表す副詞が使用されていることは、ここでの「念」字の意味を考えるうえで注目してよからうと思う。先に『説文解字』で「念」は、「常思也」と説明されていることを指摘したが、このような「念」の継続の意味はここでも認められるように思えるからである。尚、用例1には、「念」が継続的思いであることを示すような語句は、文脈上見いだすことが出来ないが、「海神の女は懐妊して以来、この子供は海で産むべきではないとずっと思い続けていた。」と解釈することも出来ようか。『古事記』では、「念」字の用例が二例と少ないのであるが、『説文解字』の説明に見られる継続的な思いという意味で使用されており、「念」字本来の字義で使用されているようである。

次に、「思」字の用例について見ていくことにする。

「思」字は、『古事記』に二十六例認められる。いま、これらを意味によって私に分類すると次のようになる。

①「判断する」の意

1、於是其妻須世理毘売者、持喪具而哭來、其父大神者、思已死訖、出立其野。(九六頁一一行目)

②「感じる」の意

2、故、昨破其木実、含赤土唾出者、其大神、以為昨破吳公唾出而、於心思愛而寢。(九八頁四行目)

3、爾沙本毘古王謀曰、「汝寔思愛我者、將吾与汝治天下而」、即作八塩折之紐小刀。(一八八頁十六行目)

③「考える」の意

4、爾高御産巢日神、天照大御神之命以、於天安河之河原、神集八百萬神集而、思金神令思而詔、(中略)爾思金神及八百萬神、議白之、(一一二頁四行目)

5、爾天皇詔、「佐邪岐、阿芸之言、如我所思。」(一二四頁九行目)

④「思い出す」の意

6、於是火遠理命、思其初事而、大一歎。(一二三頁一一二行目)

⑤「決意する」の意

7、「坐何地者、平間看天下之政。猶思東行。」(一四八頁二行目)

8、乃雖思將婚、亦思還上之時將婚、期定而幸于東國。

(一一二頁八行目)

用例1は、「須世理毘売が葬式の道具を持っていたので、父は葦原色許男が既に死んでしまったと思って、野に出で立った。」という文意である。この場合、「思う」ことの内容は、「葦原色許男が既に死んでしまったこと」であり、それを須世理毘売の行動によって判断していることになる。用例2は、「大神は、須世理毘売のことをいとおしいと感じて、そのまま寝た。」という文意であり、用例3は、「汝が本当に私のことをいとおしいと感じるならば、私と汝とで天下を治めよう。」という文意である。用例2、3は、いづれも「愛」といった心情に関わる語とともに使用されている。このような例を、ここでは「感じる」という意味で使用された「思」として分類した。用例4は、「高御産巢日神が、いづれの神を遣わせばよいかということ、思兼神に考えさせた。」という文意であり、用例5は、「佐邪岐よ、お前の言うことが、私の考えていたことである。」という文意である。用例4、5においては、ある事柄についてどう処置すべきかということについての思索が、「思う」ことの内容になっている。このような例を、「考える」という意味の「思」として分類した。用例6は、「火遠理

命が、釣鉤をなくしそれを探してきたのだということをも、思い出した。」という文意である。この例における「思う」ことの内容は、「釣鉤をなくしそれを探してきた」ということであり、一旦本人が忘れ去っていた事柄である。従って、このような例の「思」を、「思い出す」という意味として分類した。用例7は、「伊波礼毘古命は、猶東征を行なおうと決意した。」という文意であり、用例8は、「倭建命が、美夜受比売と結婚しよう」という文意である。用例7、8の「思う」ことの内容は、それぞれ「東征を行うこと」「美夜受比売と結婚すること」である。これらはいずれも、今後の本人の行動を示すものである。このような「思」を、「決意する」という意味に分類した。このように、『古事記』における「思」字は、「判断する」「感じる」「考える」「思い出す」「決意する」といった意味で使用されている。(尤も、これらの意味は、文脈に基づいて、小論の筆者が便宜上行ったものであって、実際には、どの意味に分類してよいか判断に迷うものも多い。)このように、「思」字は、「念」字と比べると、広範囲の思考活動に関わる意味内容を有しているということが言える。ただし、「思」字に、「念」のような思考の継続といった意味は、特に認められないようである。また、「思」字に

は、「思頭」「思愛」「思奇」といったような複合語としての使用例も多いことも注目される。もし、『古事記』に「思」と「念」の使い分けがないとすれば、このような複合語においても「念」が使用されているはずであろう。このことから、『古事記』では、「念」と「思」とを意味のうえから使い分けられていると考えられる。

(2) 風土記

『風土記』には、『常陸国風土記』に「念」が一例認められるのみである。ただし、次に示すように、「念」は、「望念」という熟語で、しかも名詞として使用されていると考えられるものであって、考察の対象から外すべきかもしれない。

1、男称那賀寒田之郎子、女号海上安是之嬢子、並形容端正、光華郷里、相聞名声、同存望念、自愛心滅。

(『常陸国風土記』香島郡 七二頁九行目)

「望念」とは、この場合、「逢いたいという願い」を表している。

(3) 日本書紀

ここでは、『日本書紀』を参考として取り上げる。『日本書紀』は『古事記』に比べて正格漢文的要素が強いといわれており、この文体差によって「念」の用字法に違いが生じるか否かということを確認するためである。

まず、「念」について見ていくこととする。「念」の用例は、次に示すように十七例認められた。

- 1、「理実灼然、我亦恒以為念。宜早行之。」(上191頁1行目)
- 2、太子恒念合大娘皇女。畏有罪而默之。然感情既盛、殆将至死。(上447頁12行目)
- 3、時有伊勢采女。仰觀楼上、怪彼疾行、顛仆於庭、覆所擊饌。天皇便疑田紆其采女、自念将刑、而付物部。(上489頁1行目)
- 4、但朝野衣冠、未得鮮麗。教化政刑、猶未尽善。輿言念此。唯以留恨。今年踰若干。(上499頁10行目)
- 5、「人生子孫、誰不属念」(上499頁12行目)
- 6、「朕納四妻、至今無嗣。万歳之後、朕名絶矣。大伴伯父、今作何計。每念於茲、憂慮何已。」(下51頁9行目)

7、「我深懲悔、而遣下部中佐平麻鹵・城方甲背味奴等、赴加羅、会于任那日本府相盟。以後、繫念相統、凶建任那、旦夕無忘。」(下71頁4行目)

8、「言、念先祖、与旧旱岐、和親之詞、有如皎日。自茲以降、勤修隣好、遂敦与国。」(下73頁6行目)

9、「爰恐、陷懼誣欺網罟、喪国亡家、為人繫虜。寡人念茲、劳想而不能自安矣。」(下75頁2行目)

10、「且夫任那者、為爾国之棟梁。如折棟梁、詎成屋宇。朕念在茲。爾須早建。」(下77頁9行目)

11、「然三廻欲審其言、遣召而並不來、故深劳念。」(下97頁6行目)

12、「寡人每念、常痛入骨髓。顧計不可苟活。」(下113頁5行目)

13、「剋念作聖。」(下183頁10行目)

14、「然遷都未久。還似于賓。由是、不得不使、而強役之。每念於斯、未嘗安寝。」(下285頁10行目)

15、「念斯違詔、豈不劳情。」(下291頁2行目)

16、「念雖若是、始處新宮、將幣諸神、属乎今歳。」(下291頁5行目)

17、「夕惕迄朝憂懼、思念厥愆。」(下511頁2行目)

(右の用例のうち、日本古典文学大系では、1・

5・7をそれぞれ「おもひ」「おもふこころ」「おもひ」のように名詞として読んでいる。また、用例17は、「思念」という熟語で使用されたものである。さらに、用例13は、『尚書』や『孔安国伝』を出典としたものであることが知られている。⁽¹⁹⁾

先に示した用例に基づいて、「念」がどのような意味で使用されているかを検討していくこととする。まず、用例1・2では、「恒」という継続性を示す副詞が認められる。更に、用例6・12・14では「毎」という語が認められ、日本古典文学大系ではこれを「ツネニ」「ゴトニ」と読んで示していると考えられる。また、用例5も、「不属」とあり、用例7も、「繫念相続」「旦夕無忘」とあることから、これらの「念」も継続性をもった思いであろう。ただし、用例3は、「伊勢の采女の仕種を見て、天皇は御田が采女

を犯したと思った。」といった内容で、瞬時に判断したと考えれば、この場合の「念」には継続性が認められないことになるし、以前からずっと思っていたと考えれば継続性があることにもなるので、「念」の意味を俄には判じ得ない。また、用例2の「念」は、「然感情既盛、殆将至死。」とあることから、死に至るような強い思いであることが分かる。このように、「念」が、普通の「思」とは異なり、極めて強い思いであることは、他の用例からも窺い知ることが出来る。例えば、用例4に認められる「唯以留恨。」といった表現や、用例6の「憂慮何已」といった表現、用例9の「劳想而不能自安矣」といった表現などである。ここで、先に掲げた用例に基づいて、「念」が継続性のある思いであることを示す表現、「念」が強い思いであることを示す表現、さらに、「念」の内容を表にまとめると次のようになる。

用例番号	「念」の継続性を示す表現	「念」が強い思いであることを示す表現	「思う」の内容
1	恒		都を作ること
2	恒	然感情既盛 殆将至死	同母妹軽大娘皇女と結婚すること

3			御田を処刑すること
4	今年踰若干	唯以留恨	衣冠や教化政刑の法が整っていないこと
5	不属		衣冠や教化政刑の法が整っていないこと
6	毎	憂慮何已	今に至るまで嗣が無いこと
7	繫念相統 旦夕無忘		任那を建国すること
8			任那の諸国王と兄弟の盟を結んだこと
9		劳想而不能自安矣	任那が減びるといふ恐れ
10			任那を建国すること
11		深劳	事の真偽を報告する使者が来ないこと
12	毎	常痛入骨髓	国王を処刑すること
13			善きこと（『孔安国伝』による）
14	毎	未嘗安寝	造都中で宮廷人達の落ち着く所が無いこと
15		豈不劳情	詔に違ふこと
16			詔に反する行為をした国造を罰すること
17	夕惕迄朝優懼		稼を傷つたために陰雨が節を遅えたこと

表に示すように、「念」が使用される文脈には、多くの場合、継続性を示す表現や強さを示す表現が認められる。このことから、『日本書紀』における「念」は、継続性のある思いや強い思いを表す漢字として使用されていると考えられる。ここで継続性と強さの関係について言えば、継

続性のある思いはすなわち強い思いであることを示すのであって、両者は相異なる性質のものでは無いであろう。ただ、強い思いは瞬間的な思いである場合もあり、先に述べたように用例3はこれに該当する強い思いであるとも考えられるものである。しかしながら、『日本書紀』に使用さ

れた「念」は、概ね継続性と強さの二面を同時に有していると考えよう。従って、鎌倉時代の書である、親鸞の『尊号真像銘文』や『唯信抄文意』に見られるような「ヨク念ストマフスハフカク信スル也」「念ハオモヒサタメテトモカクモハタラカヌコ、ロナリ」といった「念」の意味は、上代の書である『日本書紀』の「念」にも認められるということになる。さらには、中国の『説文解字』の記述にも合致していることにもなる。また、「念」が継続性や強さを表していることは、『古事記』の「念」の用字法とも合致しているものと考えられる。

次に、『日本書紀』における「思」字について検討する。「思」字を動詞として使用した例は、四十七例認められた。このうち、複合動詞として使用されたものには、「思欲」「思慮」「思哀」「思惟」「思念」がある。『日本書紀』における「思」字は、概ね次のような意味で使用されている。

- ① 「判断する」の意
- 1、仲皇子思太子已逃亡、而無備。(上423頁12行目)
- ② 「感じる」の意
- 2、既而更亦、令告群大夫等曰、「愛之叔父勞思、非一介之使、遣重臣等而教覺。是大恩也。」(下221頁6行

目)

③ 「考える」の意

3、故天照大神謂素戔鳴尊曰、汝猶有黒心。不欲与汝相見、乃入于天石窟、而閉著磐戸焉。於是、天下恒闇、無復昼夜乃殊。故会八十万神於天高市而問之。時有高皇産靈之息思兼神者。有思慮之智。乃思而白曰、「宜圖造彼神之像、而奉招禱也。」(上115頁5行目)

④ 「決意する」の意

4、是月、吉備上道臣等、聞朝作乱、思救其腹所生星川皇子、率船師卅艘、来浮於海(上505頁5行目)

用例1は、「仲皇子は、太子が既に逃げたと思つて」という文意である。ここでの「思」は、「太子が既に逃げた」という仲皇子の判断を示している。用例2は、「親愛なる叔父が、心配に思つて重臣等を遣わして遺詔について教えさす」という文意である。この場合の「思」は、「勞」という感情を表す形容詞に修飾されていることから、「感じる」という意味であろうと考えられる。用例3の「思」は、「天石窟に籠もつた天照大神を窟の外に出す方法」を思兼神が考えたしている場面である。従つて、この場合の「思」は、「考える」という意味であろう。用例4

は、「朝廷に対して謀反ありと聞いて、吉備上道臣等は、星川皇子を救おうと思つて、船四十艘を引き連れて向かった。」という文意である。この場合の、「星川皇子を救うこと」は、吉備上道臣達が決意した内容であり、「船四十艘を引き連れて向かったこと」は、決意に基づいて成された実際の行動である。従つて、用例4の「思」は、「決意する」という意味であろうと考えられる。

このように、『日本書紀』における「思」も、「判断する」「感じる」「考える」「決意する」のように広範囲の思考活動に関わる意味を表している。先に示した『古事記』の場合でも、「思」は、「判断する」「感じる」「考える」「決意する」という意味で使用されていたことからすると、『日本書紀』と『古事記』の「思」の用字法は、変わるところがないと言える。

二、中古の和化漢文における「念」の用字法

ここでは、中古成立の和化漢文における「念」「思」の用字法について、更に検討していくこととする。中古になると、和化漢文は、「古記録」「往来」「説話」「公文書」といった様々な文章ジャンルの表記法として採用されるようになる。そこで、ここではこれらの文章ジャンル別に、時

代を追いながら、「念」の用字法について検討していくこととする。「念」の用字法の時代的な変化について明らかにしていくうえで、文章ジャンルによる用字法の違いということをも考慮に入れておく必要があると思われるからである。

1、古記録における「念」「思」について

ここでは、古記録として『宇多天皇御記』『醍醐天皇御記』『貞信公記』『九曆』『村上天皇御記』『御堂閔白記』『小右記』『後二条師通記』『殿曆』『後鳥羽天皇御記』『順徳天皇御記』『後深草天皇御記』『後宇多天皇御記』『後伏見天皇御記』を取り上げる。

まず「念」と「思」の用例数をまとめて示すと、表2のようになる。尚、文献は成立順に示している。

(表2)

文献名	念	思	文献名	念	思
宇多天皇御記	3	3	後二条師通記	8	103
醍醐天皇御記	0	0	殿曆	1	130
貞信公記	1	1	後鳥羽天皇御記	0	5
九曆	2	1	順徳天皇御記	0	4

村上天皇御記	後深草天皇御記	後伏見天皇御記	後宇多天皇御記
1	1	0	0
0	94	0	0
16	403	0	0
10		0	7

(右の表の用例数は、名詞として使用された「念」「思」を除いたものである。尚、『後鳥羽天皇御記』以降のものは、中世成立であるが、参考として取り上げることとした。)

表2に示した文献は、それぞれ容量に違いがあるので、単純に比較することは出来ないが、表から看取されることは、凡そ次の点である。『宇多天皇御記』から、『村上天皇御記』までは、「念」「思」とともに、用例数が拮抗している。また、両字ともに用例数が少ない。ところが、『御堂関白記』や『小右記』以降になると、「思」の用例が急増し、相対的に「念」の比率が下がってくる。『御堂関白記』においては、「念」は全く認められず、「思」が九十四例と多い。『後鳥羽天皇御記』以降では、「念」の用例が全く認められないのであるが、これは、容量の少なさを考慮に入れないならならぬであろう。それにしても、容量において必ずしも少ないとは言えない。『御堂関白記』において、「念」の用例が認められないことは、「念」の用字法を考えるうえで注目してもよいであろう。ここでは、中古の古記

録類を対象として、「念」「思」の用例数を単純に概観しただけであるが、少なくとも「念」においては、その用字法に変化が認められるということは言えそうである。

さて、次に、「念」の用字法について、その意味用法の観点から、個々の用例に基づいて更に深く検討していくこととする。まず、「念」「思」の用例数が拮抗している『宇多天皇御記』から、『村上天皇御記』までを取り上げ、具体例を掲げながら検討する。

① 如此之言若有辞退、更亦不住世間、小子不撰世間之政、抛小君之號逃隱山林。是所念也。(『宇多天皇御記』2 頁1行目)

② 勅曰。依不善事以隱居。中心悼念。然而事遂帰理。早就本職勤仕官事。即下階再拜。(『宇多天皇御記』7 頁11行目)

③ 今乱国之主而莫不日致愚慮。每念萬機寢膳不安。爾来玉莖不発只如老人。(『宇多天皇御記』11頁7行目)

④ 「猶可念日々着、但人非木石、何無不着之日。」(『貞信公記』188頁10行目)

⑤ 其仰云、昨立楽依臨時仰停止也。是雖在心喪之外、依有所念行也、至于宮者、雖無其忌於陣中発楽非無所憚、

加以太后御在所已近、何無用意者、(『九曆』 34頁2行目)

⑥内裏仰云、去八日依陰陽勘申、以十三日可行荷前事之由定了也、而今所疑念行者十三日是致齋後散齋日也、至于切裏幣物非無所恐、為決疑、(『九曆』 96頁2行目)

⑦抑屢改年号。頗雖有所念。勘申之旨為之如何。(『村上天皇御記』 168頁11行目)

用例①の「念」の内容は、「更亦不住世間、小子不撰世間之政、抛小君之號逃隱山林。」ということであり、尋常ではない強い思いであると思われる。用例②は、政務を見ない基経に対して、政務に復帰するよう勧めた勅であるが、用例に示していない箇所には、「朕傷之日深。仍今賜書於太政大臣述本懷。」とあり、これも強い思いであることが推せられる。用例③には、文中に「毎」といった継続性を示す表現があり、また、「萬機寢膳不安」ともあることから、強い思いであることが知られる。用例④は、太政官庁に着座しない大江朝綱らを勘責した内容であるが、「念」の内容は、「日々着」とあるので、これも継続性のある強い思いであると推せられる。用例⑤は、音楽を停止した理由を

述べた箇所であるが、「雖無其忌於陣中發樂非無所憚」という表現が認められることから、強い思いであることを示しているようである。用例⑥は、荷前定を延期した理由を述べた箇所であるが、ここにも「至于切裏幣物非無所恐」といった表現が認められ、強い思いであることを示しているようである。用例⑦は、年号の改変について述べた箇所であるが、ここでも「頗」といった程度の強を示す表現が認められる。以上、文脈から「念」の意味を判断せざるをえない用例も多々存するのであるが、いずれの「念」も、強い思いを示していると解釈してよいようである。こう考えると、『村上天皇御記』あたりまで、すなわち一〇世紀半ばまでの「念」は、上代の『古事記』『日本書紀』と同様に、中国の『説文解字』に記されているような継続性のある思い・強い思いを示す漢字として使用されていることになる。

次に、「思」の用例を掲げ、その意味用法を考察する。

①先有遺託之命。況余已為孤子。而思隨教之命耳。(『宇多天皇御記』 1頁8行目)

②佐世勘申云。晋書職官志。伊尹曰。三公調陰陽。九卿通寒暑。以此論之。殷周一同云々。広相伏思之甚不安。

〔宇多天皇御記〕 5頁6行目〕

③朕親行至門前可訊問之。然而躬不能輕行。是以只遣使者甚思悼耳。〔宇多天皇御記〕 17頁7行目〕

④仰云、可奏所思之事〔貞信公記〕 220頁14行目〕

⑤昔承和帝王行幸嵯峨院之日於広沢池畔停警蹕、為思此例仁和寺行幸之日於彼寺太門許警蹕奉不之由問藏人頭菅根朝臣、而彼朝臣示可早奉仕之由、因茲奉仕了云々、〔九曆〕 113頁15行目〕

⑥但神明之崇尤所恐思也。〔村上天皇御記〕 125頁5行目〕

用例①の「思」の内容は、「隨教之命」である。ここでは、「ただ、隨教の命を思うだけである。」という文意であり、「思」には、継続性や強さが認められない。用例②は、阿衡の論議の際、広相が佐世の意見に対して異を唱えている場面である。ここでの、「思」は、佐世の意見に対して自らの判断を下すことを表している。用例③は、天皇が直接行って大学博士の病状を確かめたいが、それが出来ずに、使者を遣わさざるを得なかったことに対して、思い悼んでいる場面である。ここでの、「思」は、「感じる」といったような意味であろう。用例④は、「考えるところを奏上し

なさい。」といった文意であり、用例⑥は、「昔の例を思い出す」といった意、さらに用例⑦は、「神の崇りを恐れる。」といった意味である。以上、簡単に見てきたように、「思」は、「考える」「感じる」「思い出す」といったような広範囲の思考活動を示している。そして、「思」には、継続性や強さといった要素は明確には認めることが出来ず、従って「念」とは意味用法を異にしていると見えよう。また、上代の「思」の意味用法と比較して、大きな変化は認められないことも指摘できよう。

次に『御堂関白記』の用例について概観する。先に示したように『御堂関白記』には「念」が認められないので、ここでは「思」についてのみ検討する。『御堂関白記』における「思」を、意味により私に分類すると次のようになる。

(1)「考える」の意

①於思難、依可為罪業〔中 133頁15行目〕

（「思い非難することは罪業であるので、ここでは何も考えないこととする。」という文意である。）

(2)「感じる」の意

②而間御惱極重、為他行心細く思御座〔中 一一〇頁

行目)

(「御病気が極めて重いので、他の行いを為すことを、心細く感じている」という文意である。)

(3)「判断する」の意

③仍三日無着馬場思侍りしかと源大納言などの尚可着由相示侍りしか着侍り云々(下 149頁10行目)

(「頼通は、自分自身二三日に馬場に着すことは出来ないだろうと判断していたが」という文意である。)

(4)「決意する」の意

④今日朝間参太内思つるを、依此修善不参入。(下 163頁5行目)

(「今日阿朝(道長は)参内しようと決意したが、修善のため参内しなかった。』という文意である。)

右に示すように、「思」字は広範囲の思考活動を表す漢字として使用されている。このような「思」字の使い方は、上代の文献における使い方と大差ないようである。

次に、『小右記』について、具体例を掲げて検討する。

①合奉鑄金毘沙門天、天高二寸五分、慶円・静範等来念。

(第一冊 42頁3行目)

②累代宝物皆悉焼失、所歎念也。(第三冊 201頁1行目)

③天下死亡者衆、又御目事尤可恐念食、令行非常救給。(第四冊 32頁9行目)

④密語云、一夜祈念主上御事、夢告云、可念過明年三月者、未得其意云々(第四冊 102頁2行目)

⑤年来乃間令祈願給事在り、然驗大宜(冥)助相通天、

其驗昭然、恐由報賽給所念行故是以吉日良辰、択定、金銀御幣、錦蓋・饒剣・平劍・唐組平緒・御弓・御箭・御棒・御鏡并種々神宝・音楽・走

馬・東遊等を相並、唱進、行幸給(第四冊 280頁15行目)

⑥毎年、豊登之、唐堯同徳、漢文比名、叡慮、剋念、

無違、必然、護恵奉給、恐見、恐見、申賜、申。(第四冊 281頁9行目)

⑦日来東南西北曳石乃愁京内取煩、愁苦無極、又止養田乃水強壅入家中、嗟呼々々、不念稻苗死歎、(第五冊 45頁12行目)

⑧耳語云、為救重輩申請赦令事、至今偏念、後□「生」事、今世只奏此事許也者、(第六冊 119頁5行目)

⑨余答云、今日御善根未會有欲(歎)、被奏行赦令事無

極慶事也、积尊說法華経之時、放眉間白豪(毫)光、

抜地獄衆生苦、遙憶彼事今日相似而已、禪閣云、所念

如此者、(第六冊 119頁7行目)

⑩已剋許權大納言送宰相書云、去夕兩事將監不參、可申

案内於大將殿、將曹正方欲羞肴物之事奇念侍、以上官

可令役事未思得侍、如何、(第七冊 7頁15行目)

⑪正方帰来云、先示仰中將隆国、(行政所事故也)、同奉

念、被仰下曰(日カ)可令成符(府)奏者、(第七冊

230頁9行目)

⑫今朝以書訪民部卿、報云、種々病者、可念、三十ヶ日

痢病、不可存、從今朝不起居者、(第七冊 245頁9行

目)

⑬闕白之御消息云、有勞□□□入、而極熱之間被參行太

恐念持、至清書□□□□(更不可見カ)給、(第八冊

72頁15行目)

⑭勅使、檢頒(納カ)貨物、是国家念久參之勤、異俗感

老来之幸也、(第八冊 132頁10行目)

⑮闕白被潔齋之間□□事有往還使、雖禁穢定交来歎、依

祈年穀事可被発使、亦可□(有カ)行幸云々、如此之

間非無恐念、(第八冊 172頁15行目)

⑯但小忌古曾^考、託宣^乃文雖無所指^毛、御崇^乃起在其身^{礼ハ}、

深久^天尋搜^罷給^{奈リ}、今此由^連令祈申^{畢止}所念^給礼^リ、

(第九冊 30頁4行目)

右に示した用例のうち、①④の「念」は、「神仏に祈る」

という意味で使用された例である。用例①の主体は「慶

円・静範等」であり、対象は「毘沙門天」である。また、

用例④の主体は「慶円」であり、対象は「神仏」である。

これらの「念」は、その意味からして、「念ズ」と漢語サ

変動詞で読まれたものかもしれない。「神仏に祈る」とい

う意味で、「念」が単独で使用された例は、上代の文献

(『古事記』『風土記』『日本書紀』)には認められなかった

ものであり、また、中古の一〇世紀半ばまでの古記録にも

認められなかったものである。

次に、他の用例中の「念」に、継続性・強さといった要

素が認められるか否かということを検証する。用例②は、

累代の宝物が皆悉く焼失したことを嘆くという内容である

ことから、「念」は強い遺憾の思いを示していると考えら

れる。用例③も、御目の事を恐れている内容であるから、

「念」は強い恐怖の思いを示しているようである。用例⑦

も、用例中に「愁苦無極」「嗟呼々々」という表現が認め

られ、強い遺憾の思いを示していると言えよう。用例⑧や

⑬にも、用例中にそれぞれ「偏」「太」という、程度の強

を示す表現が認められる。その他の用例には、程度の強を示すような具体的な表現は認められないが、「念」の内容が、「恩赦を喜ぶこと（用例③）」、「病氣や難産を心配すること（用例⑫⑮）」といったものであり、その内容から、強い思いを示していると考えてよいであろう。さらに、用例⑤⑥⑬は、宣命中で「念」が使用された例である。拙稿の筆者は、宣命中に、比較的多くの「念」が使用されていることを確認しているが、宣命における「念」の用法については、別の機会に述べたいと思う。少なくとも、これら宣命における「念」は、古記録中に認められるとはいっても、別の文体の使用例として取り扱っていく必要があるであろう。次に、「思」に関して述べる。「思」は、『小右記』において四〇三例と多くの用例を見出だすことが出来る。これらの、「思」も、「考える」「判断する」「感じる」といった広範囲の思考を表す漢字として使用されており、先に示したような上代における「思」や『村上天皇御記』までの「思」と、意味用法上、変化が無いと言えるであろう。さて、次に、『小右記』より後に成立した『後二条師通記』と『殿曆』について見ていくこととする。「念」の具休例は、次のとおりである。

- ① 酉刻許到鎰懸本根、一心見之、念金剛藏王、万人示之、
（『後二条師通記』上 202頁8行）
- ② 酉時許已到鎰懸嶺根、仰天無所及心、藏王念之、無怖畏哉、
（『後二条師通記』上 202頁11行）
- ③ 余人仰天、衆人色無氣力、專心奉念藏王、手足携山石、次第昇之、
（『後二条師通記』中 5頁13行）
- ④ 遅引之至、寤寤思食、懼畏御坐預古止無限、因之件黃金乃新旧間、虛実令檢知之給、所念行天奈平、
（『後二条師通記』中 45頁5行）
- ⑤ 無品内親王普之之天同胞之親、心整操修天御坐するを、此内親王を如所生に相憑相頼毎（仰ハ）せ賜へる上に、触事天心興に依天、如所生に尊登計奉仕と所念行天奈平、
（『後二条師通記』中 83頁3行）
- ⑥ 方春戒節天、人以天耕種須、而風雨順時、稼穡有年事、
大神厚御助許御意可在念所念行天奈平、
（『後二条師通記』中 227頁5行）
- ⑦ 比年国家衰弊衰多、公費在整機政行波給波所念行とも、食
国天下政波独知へ物に不有、
（『後二条師通記』下 35頁14行）
- ⑧ 此間着宿裝束、奉向南面、心中所念也、
（『後二条師通記』下 243頁8行）

⑨有告文、作者敦宗、卯時許余着束帶、於亭（右に「庭」字あり）中先念春日ヲ奉拜、兩段再拜、祈念御寺、三宝不拜（『殿曆』二一 311頁14行）

右の九例は、『後二条師通記』『殿曆』における「念」の、全用例を掲げたものである。これらの用例は次の二つに大別することが出来る。その一は、「神仏に祈る」という意味で使用されたものであり、用例①②③⑧⑨がこれに該当する。その二は、宣命中で使用されたものであり、用例④⑤⑥⑦がこれに該当する。ここで最も特徴的なことは、『後一条師通記』（十一世紀末）以降の文獻において、これまで認められたような継続性・強さをもった思いを表す「念」の使用例は、認められないということである。ここで、「神仏に祈る」という意味を示す用例①②③⑧⑨について検討しておく。用例①②の主体は、師通であり、対象は金剛藏王である。用例③は、衆人が主体、金剛藏王が対象である。用例⑧は、主体が師通、対象が神仏であり、用例⑨は、主体が藤原忠実、対象が春日である。よって、これら用例①②③⑧⑨の「念」は、いずれも「神仏に祈る」という意味であると判ぜられる。

以上、中古の古記録を取り上げ、「念」の用字法を通覽

してきたが、要点を纏めると次のようになる。十一世紀初頭成立の『御堂関白記』『小右記』あたりを境として、「念」の用字法に変化が認められる。一〇世紀半ばに成立した『村上天皇御記』あたりまでは、「念」と「思」の使用比率は拮抗する状況を呈し、「念」は、上代の和化漢文と同じように、継続性や強さをもった思いという意味で使用されていた。ところが、十一世紀初頭に成立した『御堂関白記』『小右記』では、「思」の使用比率が「念」に比してかなり高くなるという状況を呈するようになり、加えて「念」の意味も変化している。すなわち、従来の古記録にはなかった、「神仏に祈る」という意味で使用される例が認められるようになる。そして、十一世紀末の『後二条師通記』に至って、「念」は、殆どが「神仏に祈る」という意味で使用されるようになり、思考に関わる意味を表す「念」は、宣命という文体のなかにその形跡を止めるに過ぎなくなるのである。

このような状況が中世以降の古記録でどのようなものかについては、尚、用例検索を密にし、確認していく必要があるが、ここで参考として、十三世紀初頭の『猪隈関白記』を取り上げ、確認しておくこととする。『猪隈関白記』には、管見に入るかぎり、「念」が七例、「思」が五十

一例認められた。「念」の用例は、次に示すとおりである。

①大明神^乃広御助^難可在^{奈利度}所念^行天^奈 (一・54頁10行目)

②卿^{多知}百官人^止天下^乃乃^乃公民^尔至^乃相賀^{保志比}所念^行 (三・249頁10行目)

③亦仰冥睇^乃、可守安全^{奈利度}所念^行、官位・姓名^乎差使^三、祈謝申給^三、(四・165頁3行目)

④今加制止^{留上}、殊^尔廻神慮^乃、餘孽^乎未萌^{攘比}、郡凶^乎不日^尔平^介給^着事^者、可有冥睇^{奈利度}所念^行、故是以官位・姓名^乎差使^三、白妙^乃御弊^乎奉出給^布 (四・167頁1行目)

⑤聖廟此状^乎平安^久聞食^三、件惡徒等^加所行^乎、縦理運^乃災^{奈利度}、縦非常^乃企^{奈利度}、更^尔無餘孽^具令平鎮給^三、奉安尊体^良、無障無妨^久、如念如意^尔、風雨之難^毛不令有護恤給^三、王室^乎輔佐^奉、(四・176頁15行目)

⑥聖廟此状^乎平安^久聞食^三、件惡徒等^加所行^乎縦理運^乃災^{奈利度}、縦非常^乃企^{奈利度}、更^尔無餘孽^具令平鎮給^三、奉安尊体^良、無障無妨^久、如念如意^尔、風雨之難^毛不令有護恤給^三、王室^乎輔佐^奉、(四・176頁15行目)

⑦朝家慰問之今^乎命^久尚饗^志、弥施冥睇^志、早攘餘殃^比、一山之上^尔風塵無起^久、四海之内^尔波濤永罷^三君臣感会^毛、

上下和睦^{奈利度}事^者、偏其^乃保護^尔可在^{奈利度}所念^行 (四・212頁2行目)

右に示したように、『猪隈閑白記』の「念」は、全て宣命という特定の文中で使用されている。これは『後二条師通記』以降の傾向と合致するものである。尚慎重に用例検索を進めたくうえで結論づける必要があるが、古記録において一〇世紀半ばから十一世紀初頭にかけて変化した「念」の用法は、その後も引き継がれていったものと思われる。

2、説話における「念」「思」について

ここでは、中古成立の和化漢文の中で、特に説話を取り上げて考察し、先述の古記録の場合と比較する。対象とする作品は『日本靈異記』⁽¹⁶⁾(九世紀初頭)と『江談抄』⁽¹⁷⁾(一二世紀初頭)である。

『日本靈異記』中には、「念」が二六例、「思」が二六例認められ、用例数が互いに拮抗している。用例の比率から言えば、古記録における『村上天皇御記』あたりまでの傾向と合致していることになる。以下、それぞれの用例のうちいくつかを取り上げ、「念」「思」の意味を検討する。

まず、「念」の用例を示す。

①長大年十有余頃、聞之朝廷有力人念試之、來於大宮辺居。(上卷第三話10行目)

②更停知識、念欲放生、行乎難破徘徊市埒。(上卷第三十五話6行目)

③少子視念、「名聞力人者是也」(上卷第三話13行目)

④王見跡、念「是居小子之投石」、將捉而依、即少子逃。(上卷第三話17行目)

⑤菩薩見之、即以神通知光所念、含嘆愛言、(中卷第七話40行目)

⑥居断橋上、心念觀音。(上卷第六話4行目)

⑦奉請其像、安置舟上、各立誓願、念彼觀音。(上卷第十七話5行目)

用例①は、「子供は大きくなって、朝廷に力の強い人がいると聞いてためしに力比べをしてみようと思った。」という文意である。ここでの「念」は、「決意する」「思い立つ」といったような意味で使用されている。「試之」の部分が決意した内容である。この後、子供は実際に力比べをすることになる。用例②は、「尼は、信者を集めて放生会を行おうと思った。」という文意であり、ここでの「念」も、「決意する」「思い立つ」といったような意味であろう。

用例③は、「子供は、『世に聞こえた力持ちちというのはこの人だな』とあって、『』という文意である。ここでの「念」は、「判断する」といった意味であろう。ここで判断した内容は、「名聞力人者是也」である。用例④は、「王が、足跡を見て、『ここに居る子供が石を投げたのだな』と判断して、『』といった文意であり、これも「判断する」といった意味であろう。ここで判断した内容は、「是居小子之投石」である。用例⑤は、「菩薩は、智光の姿を見て、その神通力によって、智光の考えている内容を知った。」という文意である。ここでの「念」は、「考える」といった意味であろうか。用例⑥⑦の「念」は、いずれも「(神仏に)祈る」という意味で使用されている。用例⑥は、主体が行善(法師)、対象が観音であり、用例⑦は、主体が鳥に住む人々、対象が観音である。このように、「念」は、説話において、「決意する」「判断する」「考える」「神仏に祈る」という意味で使用されており、そこには継続性や強さといった意味が特には認められない。古記録等では、「念」は多く「恒」「毎」といった継続性を示す表現や、「太」「頗」といった程度の強を示す表現とともに使用されていたのに対して、『日本霊異記』には、そのような表現が見当たらないことから、そのことは言えようかと思う。さら

に、次に示すように、同じ話の中で「念」と「思」が共に使用されている箇所も存する。

○時火麻呂、離己妻去、不昇妻愛而發逆謀、思殺我母、遭其喪服、免役而還、与妻俱居。母之自性、行善為心。

子語母言、「東方山中、七日奉說法花経有大会。率母聞之。」母所欺念將聞経、発心洗湯淨身、俱至山中。

(中巻第三話4行目)

右に示した用例のうち、「思」は、主体が「火麻呂」で、その内容が「母を殺すこと」である。「念」は、主体が「母」で、その内容が「経を聞くこと」である。両者、主体は異なっているものの、内容はいずれもこれから行おうとする事柄であるという点で一致している。つまり、この場合、「思」「念」いずれも「決意する」という同じ意味であると解せられるのである。このように、『日本霊異記』においては、「念」と「思」が、意味を異にして使用されているとは考えにくいような例が存するのである。

また、九世紀初頭成立の『日本霊異記』に、「神仏に祈る」という意味で使用された「念」が存することも注目される。先に述べたように、古記録において、このような意

味の「念」が使用されるのは、十一世紀初頭成立の『小右記』あたりからである。この点で、『日本霊異記』の「念」の用字法は、古記録と異なった状況を呈しているようである。尚、この意味で使用された「念」が、「オモフ」ではなく「念ズ」と読まれた可能性の存することは先に述べたところである。

次に、「思」について検討する。

①居心思之、不能默然。故聊注側聞、号曰日本国現報善悪霊異記。(上巻序文23行目)

②法師思之「我國聖人」、自高座下求之无之。(上巻第二八話18行目)

③值優婆夷而歡喜曰、「唯譬所觀。比頃不隣故、吾恐思。何偶今逢。往矣。速還。我從今日經于三日、諾樂京東市中必逢。」(中巻第十九話9行目)

用例①は、「あれやこれやと思いをめぐらすに、このまま沈黙しているわけにはいかない。」という文意である。ここでの「思」は、「考える」といった程度の意味であるうか。用例②は、「法師が、聴衆の一人を、我國の聖人であると思った。」という文意である。ここでは、「判断す

る」といったような意味であろうか。「我国聖人」の部分
が、判断した内容である。用例③は、「閻魔王宮にいた
人々が、優婆夷を恋しく思っていた。」という文意である。
ここでの「思」は、「恋」という感情的な意味を示す語と
共に使用されており、「感じる」といった程度の意味であ
ろうか。これらに加えて、「思」が「決意する」といった
意味でも使用されることは、先に示したところである。こ
のように、『日本靈異記』の「思」も、広範囲な思考活動
を表しており、古記録における使い方と変わるところは認
められない。

次に、『江談抄』を取り上げる。『江談抄』には、「念」
が一例、「思」が十五例認められる。但し、「念」の用例は、
ただ「無念」とあり、名詞として読んだものか、「念フコ
ト無シ」と読んだものか、或いは「念無シ」と読んだもの
か定かではない。

○文時大令歎。示給不覺人之由。時人又以難之傾之。其
故不体凡。只無念也。又無其憚。(十一丁表6行目)

右の箇所について、『古本系 江談抄注解』（江談抄研究
会編 武蔵野書院）では、「文体は平凡でないが、ただ思

いやりがなく、また遠慮するところがない。」と現代語
訳している。この箇所の「無念」が、「念」を動詞として
読んだ例であるとすると、「思いやる」といった意味での
「念」の使用例は、管見に入るかぎりでは他に認められな
い。尚、「思」については、他の文献と異なる点が認めら
れないので、ここでは省略する。

以上、『日本靈異記』『江談抄』を取り上げ、「念」「思」
の用法について検討してきた。その結果、『日本靈異記』
の「念」は、継続性や強さといった要素が認められず、同
文献中の「思」と同じように使用されていることや、「神
仏に祈る」という意味の「念」の出現も、中古の古記録に
比べると早いということが判明した。

3、軍記における「念」「思」について

中古成立で、和化漢文で書き綴られた軍記は、多くのも
のが残されているわけではないが、ここでは『将門記』¹⁸を
取り上げて考察する。『将門記』には、「念」が四例（うち、
「歎念」が一例。名詞の「念」が二例。動詞の「念」が一
例）、「思」が六例（うち、「思惟」が二例。「思煩」が一例。
名詞の「思」が一例。動詞の「思」が二例。）認められた。

① 将門報答云：将門カ所念_カ晋斯而已。(真福寺本 312行目)

② 相一國撰一政之世_ニ不意_ニ拳_ヲ此事_ヲ歎念_レ之至_ニ不可勝_テ言。(真福寺本 373行目)

③ 欲_ル越山_ノ之心_ニ不憚_レ欲破_レ敵_ノ之力_ヲ不弱_レ勝鬪_ノ之念_ヲ可凌高祖_ノ之軍。(真福寺本 386行目)

④ 嗚_一截_ニ而謗_リ賊類_ヲ非分之望_ヲ地類_ヲ呵嘖_シ而憎_ム惡王_ノ不_レ便_ニ之念_ヲ。(真福寺本 418行目)

右の例①は、「念」字が動詞として使用されたものである。興世王の「坂東諸国を攻めよう。」という峻しに対して、将門が「私もそう考える。」と同意している場面である。ここでの「念」は、思考活動を表しているが、継続性や強意は認めがたい。例②は、「歎念」の形で使われたもので、「至」とあることから何えるように強い思いである。例③は、名詞として使われた「念」であるが、ここでの「勝鬪之念」とは、「鬪いに勝とうとする思い」であり、その思いは「可凌高祖之軍」とあるように強いものであることが分かる。例④も名詞の「念」で、「惡王不便之念」とは「惡王の不都合な念願」の意である。例②③のように強い思いを表す「念」も認められるものの、例①④は必ずしもこれに当たらないようである。

これに対して、「思」は次のように使われている。

⑤ 何憂吟之但_シ哀_ム亡父_ヲ空_ク告泉路_ノ之列_ヲ存母_ハ独_リ伝山野之迷_ニ朝居聞_レ之涙_ヲ以洗面_ニ夕臥思_レ之愁_ヲ以_テ燒胸。(真福寺本 21行目)

⑥ 所謂_ニ馬_ニ有_リ北風_ノ之愁_ニ鳥_ニ有_リ南枝_ノ之悲_ニ何況_ニ人倫_ヲ於_テ思_ハ何_カ无_ム懷土_ノ之情。(真福寺本 102行目)

例⑤の「思」は、「存母独伝山野之迷」に対して思い煩うことを表している。例⑥は名詞として使用されたかと思われる「思」である。ここでの「思」は、「懐郷の思い」を表している。例⑤⑥ともに言えることは、「思」の内容がいずれも今ここにいない懐かしい人物、あるいは遠くの懐かしい故郷に対して向けられたものだということである。「念」「思」の用例数がいずれも少ないのではつきりとしたことは言い難いが、『将門記』において、「念」は「考える」という意味で使われているのに対して、「思」は「懐かしいものを」思いやる」という意味で使用されており、用字上の使い分けが認められるようである。但し、この使い分けは、古記録や説話における「念」と「思」の意味的關係とは質が異なっている。『将門記』における「念」は、

継続性や強さといった意味が認められないという点で説話と似た用法であると言えようが、「思」は広範囲な思考を示しておらず懐かしいものを思うことに限定されているという点で説話とは異なつた用法であると言えよう。この点から、和化漢文という範疇に括られる古記録・説話・軍記であつても、「念」「思」の用法という観点から見れば、それぞれに異なつた用法を示していることになる。

4、公用文における「念」「思」について

ここでは、中古成立の公用文として『類聚三代格』⁽¹⁹⁾と『類聚符宣抄』⁽²⁰⁾を取り上げる。

『類聚三代格』には、「念」は、三十一例認められた。このうち、単独で動詞として使用されたと思われるものは、十二例である。但し、名詞と動詞のいずれにすべきか判然としない例も存する。また、「念」には、熟語の形で使用されたものも多い。例としては、「念誦」(四例)「持念」(三例)「念説」(二例)「護念」(二例)「禪念」(二例)「念持」(二例)「正念」(一例)「感念」(二例)「念欲」(一例)「顧念」(一例)「念惟」(一例)「言念」(二例)が認められた。一方、「思」単独で動詞として使用された例は十五例ほどである。この他に「思欲」の形のもの二例、「思量」

の形のものが一例認められた。他は、単独で名詞として使用されたと思われるものである。但し、訓点が施されているわけではないので、動詞であるか名詞であるか判然としないものも若干存する。

まず、『類聚三代格』における「念」について検討することとする。

1、昼則講所兼之経論。夜則念所宗之経呪。(98頁9行

目)

2、官位亦超諸卿。朕、念之。任重事密。充員難滿。宜

廢省二員。為定兩箇。更置中納言三人。以補大納言不

足。(151頁1行目)

3、惟王建国制軒冕而旌賢。惟帝念功設爵賞以御衆。

(230頁7行目)

4、式部銓擬諸国郡司。課試多人物申補任。為此之故待

日度季。非但劳民亦妨諸務。朕每念此意猶納障。自今

以後。宜革斯弊。(304頁10行目)

5、或有其田無人可治者。亦以公力營種。其所獲者全納

官倉庫。如此者則廢田自開。実廩可期者。衷旨慰勸。

念農為憂。(322頁6行目)

6、天長地久。帝者代襲。物天下物。非一人用。然縁有

所念。永入件封。今謂永者是一代耳。(347頁3行目)

7、諸國建郡倉。元置一處。百姓之居去郡僻遠。跋涉山川有勞納貢。加以倉舍比近。薨宇相接。一倉失火。百倉共燒。言念其弊。有損公私。宜須每鄉更置一院。

(387頁14行目)

8、凡田租取令前束。擬令内把。令條段租其美猶益。朕念、百姓有食。万條即成。民之豐饒。猶同充倉。(431頁5行目)

9、件泊類壞之後。念祀稍積。將造之議公家不忘。而今二僧慷慨一向輪誠。念彼志慮。何不助嘉。(497頁11行目)

10、朕祗膺寶曆。嗣守洪基。每念黎蒸。无忘鑑寐。(457頁16行目)

11、念旧酬勞賢哲遺訓。重生愛命貴賤無殊。(592頁12行目)

用例1は、「折る」という意味で使用された例である。

用例2は、官位に充当すべき諸卿の人数が足りないことに対して対策を考えているという内容である。用例3は、臣の功績を考えて爵位や褒賞を設けるという内容である。用例4は、郡司の採用の際多くの人に対して試験を行うため

に政務が滞るといふ弊害について、天皇が「意猶納陸」と感じていふ内容である。ここでは、「毎」という継続性を表す表現が使用されている。用例5は、田はあつても耕されない農業の実態を考えて憂うといふ内容である。

用例6は、封戸を秋篠寺に与えることに対して一代限りとするといふ内容である。ここでの念の内容は判然としないが、封戸の制が先代とは異なつてきていることに対する憂いであろう。用例7は、郡倉を一ヶ所に設置していることによつて、遠方の百姓が年貢を収めにくいことや火事によつて多く倉が焼失することの弊害を考えて、倉を郷ごとに設置するといふ内容である。用例8は、田租に関する記述で、「念」の内容は民が豊かになることが即ち租が増すことに通じるといふことである。用例9の「念」の内容は、「彼志慮」であつて、壊れた船瀬が長年修復されないでいることへの二人の僧の慷慨を表している。用例10の文意はやや不明であるが、「念」の内容は「黎蒸」すなわち粗末な食事についてである。「毎」といふ継続を表す表現が使用されている。用例11は、「旧き良き先例を思い、勞に報いることは賢哲の遺訓である。」といふ内容で、「旧」の部分はその内容にあたる。以上用例を通覧すると、「折る」といふ意味で使用された例が一例(用例1)あり、他

はすべて「思う」という意味で使用されたものである。用例1の太政官符は貞觀元年（八五九）に発行されたものである。先に、説話では九世紀初頭の『日本靈異記』に「祈る」という意味の「念」が使用されていることを述べたが、公用文を集めた『類聚三代格』でも九世紀の太政官符に同様の例が一例ではあるが認められることになる。「思う」という意味の「念」について言えば、用例2、4、5、6、7に見られるように政策等の弊害について思う内容のものが多いことが注目される。そしてこれらの「念」は憂いをもなった思いであり、従って強い思いであるとも言えようか。また、用例4、10のような継続性を表す「毎」とともに使用されているものも注目される。これらの「念」の特徴から考えると、全用例については言えないまでも、継続的に強く思う場合に「念」が選択されているようである。これに対して「思」は、次のように使用されている。

- 12、特有所思、天下大小諸神。或本預官社。或未載公簿。有位更增一階。無位新叙六位。（22頁10行目）
- 13、佛經共写鎮護國家。即写經典分置諸國。未画佛像。忽隨冥期。方今遺教在耳。追思增悲。苟為弟子當述師志。因茲發心致誠。奉造如件。（46頁10行目）

- 14、重思。住僧一人每年請用維摩聽衆。又其三綱者。任同寺僧。六年為限。（63頁10行目）
- 15、則三密根源恐失興隆之望。徒顧岐路。漸思失遺。非申公家何得全濟。伏望。恩議依件處分。旧來六人各返本山之分。（82頁11行目）
- 16、道雄法師思弘聖教之深門。（96頁1行目）
- 17、朕有所思。宜其依旧還取寺家充用佛事。（346頁8行目）
- 18、奉勅。思撫黎甍（391頁11行目）
- 19、思除親王之号賜朝臣之姓。編為同籍。後從事於公。出身之初一叙六位。（511頁9行目）
- 20、今思既号親王。依旧不悛。同母後産。号之亦同。（511頁15行目）
- 21、朕雖菲昧。歧兮思齊。（512頁3行目）
- 22、而今所生男女。皆當享封爵之重疏湯沐之用。思其煩費。内以忤悞。（512頁9行目）
- 23、慙慙不已。所以忘家思国忠探弥篤者也。（516頁2行目）
- 24、朕以寔味。臨馭寰区。思通明諫。導揚景業。（533頁8行目）
- 25、今北陸之道。亦供蕃客。所有軍兵。未曾教習。屬事徵發。全無堪用。安必思危。（547頁7行目）
- 26、僧或有子。多事佞諂。違教犯法。理合改正。但為有

所思。特從寛宥。以往假冒。更莫追論。(621頁11行目)

ここで、それぞれの用例の「思」の内容を要約すると次の表のようになる。

12	有位無位を問わず、諸神を正六位上に叙すること。
13	佛像を描いて国家を鎮護するという師の志が未だに果たされないままであること。
14	東光寺の住僧一人を維摩の聴衆に請用し、三綱には東光寺の僧を任命すること。
15	年分度者を金剛峯寺と神護寺において行っていたが、今はそれが行われていないこと。
16	聖教の深門を弘めること。
17	官家功德分封物を東大寺に収めること。
18	庶民を労わること。
19	親王の号を除き、朝臣の姓を賜い、六位に叙すること。
20	親王と号することを改めないこと。
21	齊(賢者のなすところ)を見て、己もそれに齊しからんこと。)封爵を享受することによる煩費。
22	封爵を享受することによる煩費。
23	国家のこと。
24	誤りをただし、大業を遂げること。
25	北陸の軍兵が使用に堪えないこと。
27	僧の子が蔭贖によって出世すること。

上の表に示すように、「思」は広範囲の思考活動に対して使用されている。「念」は継続的な強い思考を表す字であり、これに対して「思」は思考活動全般を表す字であるという使い分けが、『類聚三代格』においても認められるようである。

次に、『類聚符宣抄』における「念」を取り上げる。「念」は、二例認められた。

1 大神乃御助恵依へ之正所念行天卷。(68頁12行)

2 心深競惕。下荷兆人之責。念切憂勞。(109頁16行)

1は、宣命の中で使用されている例である。2は、「切憂勞」とあるように強い思考であることが知られる。二例という少ない数ではあるが、『類聚三代格』における「念」の使い方と異なっていないようである。一方、「思」も、二例認められるが、特に変わった用法とも思われないので、ここでは用例を省略する。

5、往来における「念」「思」について

ここでは、往来における「念」と「思」を、取り上げる。『東山往来』『明衡往来』『貴嶺問答』『和泉往来』^[4]を検索し

たが、「念」を動詞として使用した例は見いだせなかつた。ただし、熟語としては、観念(和泉往来)、一念・祈念・称念・伝念(東山往来)・念人・鬱念(明衡往来)の例が認められた。一方、「思」を動詞として使用する例は、「和泉往来」に四例、「東山往来」に七例、「明衡往来」に十三例、「貴嶺問答」に五例認められた。このように、往来において「オモフ」を書き表わす漢字としては「思」が用いられ、「念」は管見にいるかぎり認められなかつた。尚、『高山寺本古往来』については、峰岸明氏により、「オモフ」を書き表す漢字としては、「思」字が中心であることが既に指摘されている。往来において何故「念」字が認められないのかという点についてはよく分らないが、他の分野の文献群のうち特に古記録でみられたように、「念」の使用は平安時代後期以降、宣命に限って用いられたり、あるいは「析る」という意味をあらわす場合にのみ使用されたりといった傾向があり、このことと考えあわせると「高山寺本古往来」(平安時代後期十世紀末から十一世紀初頭の成立かといわれる)が成立した頃には、既に「オモフ」の表記としては「思」字が中心であつたとも考えられる。

6、故実書における「念」「思」について

ここでは、中古成立の故実書として『西宮記』『北山抄』(22)を取り上げ、「念」「思」使用の実態について考察する。「念」が動詞として使用された例は、次のように『西宮記』に二例認められるのみである。『北山抄』に「念」の使用例が認められないのは、十一世紀初頭という成立時期に起因するのかもしれない。

1、联竊念茲情深矜愍、宜随国大小。(西宮記 卷二・79頁上段13行目)

2、此慶^平天下国内^上共^と可為^と念^念行^項。(西宮記 卷二・158頁上段11行目)

1は、「茲情深矜愍」とあることから、強い思考であることが分かる。また、2は、宣命の中で使用された例である。これらは、他の分野の文献群の「念」使用の傾向と同じであると考えられる。

尚、熟語として使用された「念」は、「念人」(西宮記十例、北山抄 十三例)、「六念」(西宮記 二例)、「念珠」(西宮記 一例)、「念仏」(西宮記 四例)、「念誦」(西宮記 一例)が認められた。このように「念」が仏教と関わ

りの深い熟語として使用されるといふ傾向は、他の分野の文献群と同様である。

一方、「思」を動詞として使用する例は、『西宮記』に十例、『北山抄』に三例認められる。ここにそのうちのいくつかの用例を掲げる。

3、諸卿見取解由文、隨思注入事了。(西宮記 卷一・

43頁上段16行目)

4、故実下臈カシ史カシ文カシ申カシ思カシ時、上臈以竿、下臈。文末。

上置。(西宮記 卷第二 137下段7行目)

5、文書中有所見哉、汝所思定如何。(西宮記 卷一・

243頁上段8行目)

6、仍即參入、頗勵愚心、今所思出事、時々示之。(北

山抄 592頁17行目)

用例3、5、6の「思」の内容は、具体的には定かでないが、頭に浮かぶ様々な事柄を示しているようである。用例4の場合は、「故実下臈カシ史カシ文カシ申カシ」が「思」の内容である。このように、「思」の内容は多岐に互っており、強い思いや継続的な思いに限定されない。また、「思」は、用例5の「思定」6の「思出」のように、複合動詞として

使用されている。このような「思定」「思出」の例は他文献にも多々認められるが、これを「念定」「念出」と表記したものは現在のところ管見に入っていない。このことからしても、「念」と「思」の間には、使用上に何らかの原則があると考えられるのである。

結 論

上代の和化漢文では、「念」は、継続性や強さをともなった思いを表す漢字として使用されていた。これは、『説文解字』に「念 常思也」とあるように、中国における「念」の意味に添ったものであると思われる。一方、「思」は、広範囲な思考活動を表す漢字として使用されていた。従って、本邦において「念」と「思」は、意味上区別して、使い分けられていたものと考えられる。正格漢文に近いといわれる『日本書紀』も、「念」「思」の用字法は、『古事記』と同じであると考えられる。中古になると、和化漢文は、古記録・説話・軍記・故実書・公用文・往来等様々なジャンルの文献の表記法として採用されるようになる。このうち、中古以降の古記録における「念」の用字法は、次のようであった。十世紀半ばの『村上天皇御記』あたりまでは、「念」と「思」の用例数は拮抗している。

「念」の意味も、上代の和化漢文と同じく、継続性・強さを有している。「思」の用字法も、上代の和化漢文と同じである。ところが、十一世紀初頭の『御堂関白記』『小右記』あたりから、「念」に比して「思」の使用比率が高くなる。それとともに、「念」の意味用法にも変化が認められるようになる。『小右記』においては、これまでに認められなかった、「神仏に祈る」という意味の「念」が出現する。降って、十一世紀末の『後二条師通記』に至って、「念」は「神仏に祈る」という意味で使用され、思考活動を意味すると思われる「念」の使用例は、宣命のなかに認められるのみとなる。この状況が、その後も続いていくであろうことは、十三世紀初頭の『猪隈関白記』において、「念」が宣命のなかでのみ使用されていることから推測される。一方、「思」は、中古の古記録を通じて、用字法が変わらず、「念」の用字法の変化にもなっており、「オモフ」という和語を表記する代表的な漢字となっていく。この結果が、「念」「思」の使用比率の変化となって表れたものと思われる。次に、中古の和化漢文として、説話というジャンルに眼を転ずると、そこには、古記録とは異なった状況が認められる。すなわち、その一は、「神仏に祈る」という意味の「念」が、九世紀成立の『日本霊異記』に既に認

められることであり、その二は、『日本霊異記』において、「念」に継続性・強さが認められず、「思」との用字法上の区別を認めがたいことである。この結果は、説話で使用される「念」が、中国における本来の漢字の意味から逸脱していることをも意味していることだろうか。説話において、何故このような状況になっているかは定かではないが、用字法が文章ジャンルによって異なることを示唆しているものとして注目すべき事象であろう。公用文、軍記、故実書、往来における「念」「思」の用字法については、検索文献も少なく、はっきりしたことは言えないが、全般的に見て「念」は継続性や強さを伴った思いを表すという点で、「思」字との使い分けがあったようである。また、「念」の使用例は少なく、「念」字が使用される場合には、熟語の形をとることが多かったようである。

本稿では、文章ジャンルごとに、「念」「思」の用字法を検討し、両字には使い分けが認められること、通時的変遷が認められること、さらには文章ジャンルによって使い方が一様でないことを述べた。従来、用字法の研究は、古記録を中心に行われてきた観は否めず、一文獻に限った考察も多い。しかしながら、和化漢文を対象とした漢字の用字法の研究には、文章ジャンルの違いという視点も組み入れ

ていく必要があると思われる。

〔注〕

(1) 岩下氏は、「字音語を含む単語が、国語の語彙の中でどのような特質を示しているか」という問題意識に立って、「念ズ」の用法を考察されている。結果、「念ず」自体が狭い用いられ方にどんだんなっていく、特に『我慢する』の方は忘れ去られる傾向が激しかったようだ。」と結論づけられている。

(2) 藤原氏は、漢語サ変動詞の表現価値を明らかにするという大局的な視点に基づき、「念ズ」の意味用法について考察している。「念ズ」には、宗教的な「念仏・祈祷」としての「精神の集中」を意味する用法があり、これは仏教が流行する当時の社会風習を投影したものであるとしている。拙稿では、「念ズ」と「オモフ」の意味について考察し、さらに訓点資料においては、「念」の文脈の意味によって、「オモフ」と「ネンズ」の読み分けがなされていたこと、また、宗派や時代、漢籍か仏典かによっても「念」の読み方が異なることなどを指摘した。

(4) この方面では、個々の文献を対象とした研究が存する。高山寺本古往来についてのものは、「高山寺本古往来における漢字の用法について」(高山寺本古往来 表白集) 峯岸明著 高山寺典籍文書総合調査団編 東京大学出版会

一九七二年三月三十一日発行)があり、「オモフ」の表現には、一般に「思」字が使用されることを指摘されている。また、雲州往来については、三保忠夫・三保サト子両氏が、『雲州往来 享禄本 研究と総索引 本文・研究篇』(和泉書院 昭和五十七年八月十一日発行)のなかで、「思」は、広く思慮することを表している。『懐』は、『述』、『所』と共に用いられ、胸中にいだくことを表している。『念』『憶』は、常に心中に思い続けていることを表しているようか。」と述べておられる。

(5) 「オモフ」の訓を有する漢字として、色葉字類抄(『色葉字類抄 研究並びに索引 本文索引編』中田祝夫 峯岸明著 風間書院 昭和三十九年六月三十日発行)の巻中65表8行目・人事部には次の三十種類の漢字が挙げられている。以下、掲載順に示す。

思、識、惟、謂、志、念、憶、恁、慮、欲、願、憚、忽、憶、謔、怨、端、悞、覺、懷、憶、意、息、寵、靦、領、愉、緬、想、腸

(6) 『親鸞聖人真蹟集成 巻第四』(赤松俊秀、藤島達朗、宮崎圓通、平松令三編 法蔵館 昭和三十九年十一月三十日発行)による

(7) 『親鸞聖人真蹟集成 巻第八』(赤松俊秀、藤島達朗、宮崎圓通、平松令三編 法蔵館 昭和三十九年十一月三十日発行)による

(8) 『親鸞聖人真蹟集成 巻第四』(赤松俊秀、藤島達朗、宮

崎園通、平松令三編 法蔵館 昭和三十九年十一月三十日
発行)による

(9) 『明恵上人資料 第三』(高山寺資料叢書第十六冊、高山
寺典籍文書総合調査団編、一九八七年、二月二八日発行)
による

(10) 『古事記 祝詞』(倉野憲司 武田祐吉校注『日本古典文
学大系1』岩波書店 昭和三十八年八月一日第五刷)によ
る

(11) 『風土記』(秋本吉郎校注『日本古典文学大系2』岩波書
店 昭和三十三年四月五日第一刷)による

(12) 『日本書紀 上』『日本書紀 下』(坂本太郎 家永三郎
井上光貞 大野晋校注『日本古典文学大系67・68』岩波書
店 一九八七年二月十日第二十四刷)による

(13) 日本文学大系の頭注には、次のように書かれている。

尚書、多方に「惟聖罔念狂、惟狂克念作聖」。孔安国伝に
「狂人能念於善、則為聖人」とある。(下巻 183頁 頭注
21)

(14) 次の文献により検索した。

『宇多天皇御記』『醍醐天皇御記』『村上天皇御記』『後鳥
羽天皇御記』『順德天皇御記』『後深草天皇御記』『後宇多
天皇御記』『後伏見天皇御記』は、『増補 史料大成 歴代
宸記』(増補史料大成刊行会編、臨川書店)によった。ま
た、『眞信公記』『九曆』『小右記』『御堂闕白記』『後二条
師通記』『殿曆』は、『大日本古記録』(東京大学史料編纂

所編、岩波書店)によった。

それぞれの古記録に綴られた年代は、次のとおりである。

『宇多天皇御記』(仁和三〔八八七〕年～寛平九〔八九七〕年)
『醍醐天皇御記』(寛平九〔八九七〕年～延長八〔九三〇〕年)
『眞信公記』(延喜七〔九〇七〕年～天曆二〔九四八〕年)
『九曆』(天曆元〔九四七〕年～天徳四〔九六〇〕年)

『村上天皇御記』(天曆三〔九四九〕年～康保四〔九六七〕年)
『御堂闕白記』(長徳四〔九九八〕年～治安元〔一〇二二〕年)
『小右記』(天元五〔九八二〕年～長久元〔一〇四〇〕年)
『後二条師通記』(永保三〔一〇八三〕年～康和元〔一〇九

九〕年)

『殿曆』(承徳二〔一〇九七〕年～元永元〔一一一八〕年)

『後鳥羽天皇御記』(建暦二〔一一二二〕年～建保二〔一二

一四〕年)

『順德天皇御記』(建暦元〔一一二二〕年～承久三〔一二二

一〕年)

『後深草天皇御記』(弘長三〔一二六三〕年～乾元元〔一二三

〇〕二年)

『後宇多天皇御記』(徳治元〔一一三〇〕年～文保三〔一一三

一九〕年)

『後伏見天皇御記』(徳治二〔一一三〇〕年～嘉暦二〔一一三

一七〕年)

(15) 『神道大系 古典注釈編 祝詞・宣命』(神道大系編纂会
編 神道大系編纂会発行 昭和五十三年八月三十一日)に

基づいて調べたところでは、宣命中に「念」が一〇四例、「思」が一〇例認められた。宣命において、なぜこのように「思」に比べて「念」がかなり多いという傾向を示すのか、現段階では突き詰めた考察に及んでいない。今後の課題としたい。

(16) 『日本古典文学全集6』（中田祝夫校注・訳 小学館 昭和六十一年六月二〇日第十四版）による。

(17) 『江談抄』（古典保存会）による。

(18) 『将門記』（勉誠社文庫131 昭和六十年六月二十五日）による。

(19) 『新訂増補 国史大系 第二十五卷 類聚三代格』（黒板勝美 国史大系編修会編 吉川弘文館 昭和四十年八月三十日発行）による

(20) 『新訂増補 国史大系 第二十七卷 新抄格勅符抄 法曹類林 類聚符宜抄 続左丞抄 別聚符宜抄』（黒板勝美 国史大系編修会編 吉川弘文館 昭和四十年一月三十一日発行）による

(21) 『明衡往来』、『東山往来』、『貴嶺問答』は『日本教科書大系 第1巻 古往来（一）』（石川謙編 講談社 昭和五十一年五月二十八日）により、『和泉往来』は『日本教科書大系 第2巻 古往来（二）』（石川謙編 講談社 昭和五十二年九月二十日）によった。

(22) 『西宮記』は、『新訂増補故実叢書6 西宮記 第一』、『新訂増補故実叢書7 西宮記 第二』（故実叢書編修部編

明治図書出版株式会社 昭和二十七年）昭和二十八年）により、『北山抄』は『新訂増補故実叢書31 内裏儀式 内裏儀式疑義辨 内裏式 儀式 北山抄』（故実叢書編修部編 明治図書出版株式会社 昭和二十九年）によった。